

# 環境委員会資料

## 1 所管事務の調査（報告）

### (2) 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充 について

**資料 1** 「川崎港コンテナターミナルの指定管理制度の拡充（案）」に  
関するパブリックコメント手続きの実施結果について

**資料 2** 川崎港コンテナターミナルの利用料金納付金制の考え方につ  
いて

**参考資料** 「川崎港コンテナターミナルの指定管理制度の拡充（案）」に  
関するパブリックコメント手続きの実施について

港 湾 局

（平成 29 年 1 月 16 日）

**「川崎港コンテナターミナルの指定管理制度の拡充（案）」に関する  
パブリックコメント手続きの実施結果について**

**1. 概要**

「川崎港コンテナターミナルの指定管理制度の拡充（案）」につきまして、平成29年8月21日から9月20日までの間、市民の皆様の御意見を募集いたしました。

その結果、3通（意見総数12件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

**2. 意見募集の概要**

題名	川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充（案）に関する意見募集
意見の募集期間	平成29年8月21日（月）～平成29年9月20日（水）
意見の提出方法	電子メール、ファクス、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市政だより（8月21日号掲載）</li> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 情報プラザ</li> <li>・ 各区役所（市政資料コーナー）、大師支所（川崎区）、田島支所（川崎区）、港湾局港湾経営部経営企画課（川崎タワー・リパーク20階）、川崎港管理センター（川崎マリエン4階港湾管理課）</li> </ul>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページ</li> <li>・ 情報プラザ</li> <li>・ 各区役所（市政資料コーナー）、大師支所（川崎区）、田島支所（川崎区）、港湾局港湾経営部経営企画課（川崎タワー・リパーク20階）、川崎港管理センター（川崎マリエン4階港湾管理課）</li> </ul>

**3. 結果の概要**

<b>意見提出数（意見件数）</b>	<b>3通</b>	<b>（12件）</b>
（内訳） 郵送	1通	（1件）
F A X	2通	（8件）
電子メール	1通	（1件）
持参	1通	（4件）

#### 4. 御意見の内容と対応

御意見の内容は、「ポートセールス業務を位置付けることは、川崎港の発展に寄与すると考える」など概ね拡充案に沿った御意見や「利用料金の設定については関係先各企業等の意見を十分聞いて頂きたい」など拡充案に対する御要望・御質問等のほか、今後の参考とすべき御意見であり、今後の事業推進に活かすこととし、当初案に基づき取組を推進します。

#### ■ 御意見の件数と対応区分

##### 【御意見に対する市の考え方の区分】

- A 御意見を踏まえ、反映するもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえて取組を推進するもの
- C 今後、施策を推進する中で、御意見の趣旨を踏まえて検討するもの
- D 案に対する要望・質問等であり、案の内容を説明・確認するもの
- E その他の御意見等

項目	A	B	C	D	E	合計
(1) 指定管理者制度の拡充全般に関する こと	—	2	1	—	—	3
(2) 利用料金納付金制の導入に関する こと	—	—	—	1	—	1
(3) 指定管理対象範囲の拡大に関する こと	—	—	—	2	—	2
(4) その他	—	—	—	2	4	6
合計	—	2	1	5	4	12

5. 御意見の内容（要旨）と本市の考え方

(1) 指定管理者制度の拡充の全般に関すること

No.	御意見（要旨）	本市の考え方	区分
1	指定管理者の経営努力をより一層促す制度拡充には賛成する。	今回の拡充案に沿った御意見として、取組を推進してまいります。	B
2	拡充の一環として、ポートセールス業務を位置付けることは川崎港全体の発展に寄与することと考えます。		
3	コンテナ貨物取扱量が減少した場合の対策を講じること。	経済情勢の大きな変化等によりコンテナ貨物取扱量が減少することも想定されることから、指定管理業務に関するリスク分担を適切に定め、コンテナターミナルの安定的な運営を図ります。今後ともコンテナ貨物取扱量の増加に向けた取り組みをすすめてまいります。	C

(2) 利用料金納付金制の導入に関すること

No.	御意見（要旨）	本市の考え方	区分
4	利用料金納付金制の導入に関し、利用料金の決定についてはコンテナターミナルの利用者である船会社やターミナルオペレーター等の持続した経営安定を最優先に考慮する必要がある。ターミナル利用コストの低減は川崎港の競争力強化に繋がるとともに、取扱コンテナ数量の増加は関係企業の経営安定のみならず市の財政及び市民生活の向上に寄与することから、利用料金の設定については関係先各企業等の意見を十分聞いて頂きたい。また、万が一指定管理会社の経営が悪化した場合、利用者に負担がでるような事がないよう十分考慮する必要がある。	<p>利用料金の設定は、利用者である港湾運送事業者等の安定的な経営にも影響が及ぶことから、関係先各企業等の意見への配慮や、港湾利用コストの低減など川崎港の振興に寄与するかなどを確認した上で、利用料金について承認してまいります。</p> <p>なお、指定管理者の経営状況にかかわらず、利用者サービスの適正な水準の維持及び確保に努めてまいります。</p>	D

(3) 指定管理対象範囲拡大に関すること

No.	御意見（要旨）	本市の考え方	区分
5	指定管理対象範囲の拡大については、より港湾運送の実情に応じた運営を可能にするために、関係団体の自立的な運営に配慮すべきである。	コンテナターミナルの効率的な運営は、港湾運送事業者など関係団体との協力体制の構築が重要ですので、関係団体の自立的な運営に配慮するよう指定管理者への指導に努めてまいります。	D

6	<p>指定管理対象範囲に現在私達がシャーシプールとして利用するふ頭用地が含まれることとなります。私達は川崎港コンテナターミナルの取扱量が多く、今後も新規航路の増設に伴い取扱量の増加が予想されますので、指定管理対象範囲の拡大後も川崎港に現在と同様のシャーシプール用地を確保していただきたい。</p>	<p>今回拡大する指定管理対象範囲には、シャーシ置場など、既に全ての土地が有効活用されており、そのため、貨物取扱量の増加への対応にあたっては、現在利用されている方の御意見等を踏まえ、効果的な土地利用を実施するよう、指定管理者へ指導してまいります。</p>	D
---	--	---	---

(4) その他

No.	御意見（要旨）	本市の考え方	区分
7	<p>指定管理業務は、市の出資法人である「川崎臨港倉庫株式会社」と国・川崎市・横浜市が出資する港湾運営会社である「横浜川崎国際港湾株式会社」の共同企業体により行われているが、国際コンテナ戦略港湾政策について、川崎港においてはその成果がまだ目に見える段階には至っていないことから、川崎港においても具体的な支援策が実現されることを期待する。</p>	<p>港湾運営会社である横浜川崎国際港湾株式会社につきまして、横浜と川崎の事業部とが連携した取り組みを展開しており、これまで川崎港に就航していなかった船会社に対してもポートセールス活動を実施しております。</p> <p>今後も、東扇島の冷凍冷蔵倉庫の集積等の特徴を活かしてアジアとの直行航路の誘致を図るなど京浜港の役割分担を踏まえて川崎港の特徴を活かした取り組みを進めていくとともに、国に対して航路誘致や集貨などの支援策の拡充を求めてまいります。</p>	E
8	<p>軽微な工事、修理等は常駐している作業員で行い経費の削減を図ること。</p>	<p>補修工事等の実施に際しては、民間の特性を生かし、迅速な対応だけでなく、経費の削減のため、港湾運送事業者と協力をいただきながら実施することが重要であると認識しております。今後も、関係者との密な連携のもと効率的かつ効果的な維持管理が行えるよう指定管理者の指導に努めてまいります。</p>	D
9	<p>荷役機器等の購入にあたっての機種を選定は、オペレーターに一任すること。</p>	<p>コンテナターミナルにおける荷役機械など重要な施設の設置については、官民合同の委員会において協議を行っております。今後も重要な施設については、ターミナルオペレーター等、実際に荷役を行う関係者の御意見をいただきながら、官民合同の委員会の場で協議を行いながら選定してまいります。</p>	E
10	<p>指定管理者と、オペレーター等日々リスクを負う者の権限を強化すること。</p>	<p>指定管理者制度の拡充により、ターミナルの運営に関して民間の創意工夫を一層活用できる制度となり、指定</p>	D

		管理者の権限は強化されるものと認識しております。そのため、指定管理者に効果的な運営体制を構築するために、ターミナルオペレーター等利用者皆さまとの連携を強化するよう、指導してまいります。	
11	安全に充分配慮すること。	関係法令を順守した管理運営を行い、施設の不具合等が発生した場合には、関係者との連携により迅速に対応するとともに、事故の未然防止に努めるなど、安全確保について指定管理者の指導に努めてまいります。	E
12	修理業者の指定については、再考すること。	設備等の保守点検や補修工事の発注については、法令に基づく適正な手続により執行してまいります。	E

コンテナターミナルの運営については、段階的な民営化を図ることとし、港湾運営会社を活用した指定管理者制度を導入しました。平成28年度に10万TEU超の取扱量を達成する一方で、コンテナ物流を取り巻く環境変化に迅速に対応する必要があります。

そのため、指定管理者が自立的なターミナル経営を行い、船会社等の利用者へのサービスが向上するよう、利用料金納付金制の導入や指定管理の対象となる公の施設の範囲拡大等に取り組むこととします。

## 1 ターミナル運営状況

指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)
指定管理者	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体
業務内容	①施設の利用許可等に関する業務 ②施設の保守管理・軽易工事に関する業務などの管理業務 ③ポートセールスなどの集貨策
指定管理料	64,670千円(税込み。5年間平均額) ※H28年度収支実績:142千円

## 2 コンテナ取扱貨物量の実績及び推計

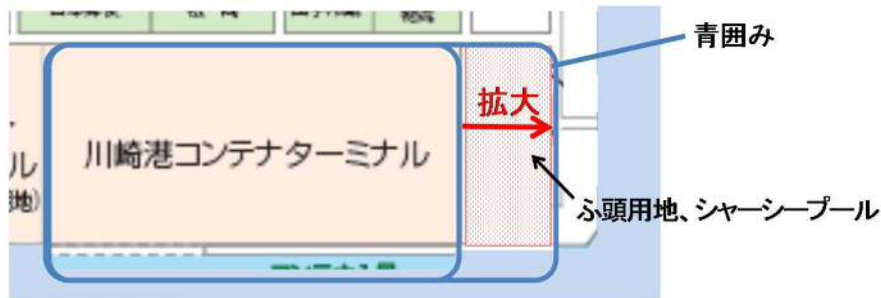
(単位:TEU)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
貨物量	74,819	99,827	100,674	110,000	120,000	135,000	150,000

※H28:速報値。H29～:推計

## 3 指定管理対象範囲の拡大

平成26年11月の港湾計画の改訂による「特定埠頭群の効率化に資する取組を行う範囲(青囲み)」の変更にあわせ、一体的な管理運営により利用者の利便性向上を図るため、業務範囲を拡大。



## 4 指定管理業務の拡充

横浜川崎国際港湾(株)との連携強化により、民間活力を発揮した営業を展開するため、指定管理業務にポートセールス業務を位置づける。併せて、市から一部業務(利用料金の收受、電気料金の支払い等)を移管する。

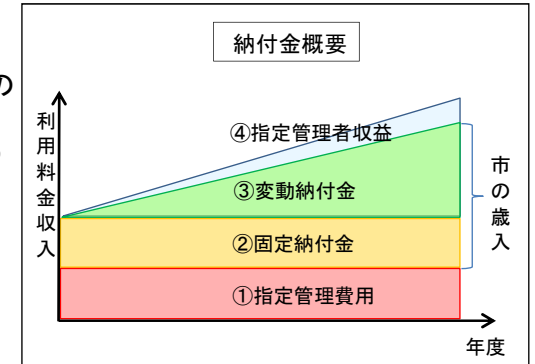
## 5 利用料金納付金制の導入

### (1) 利用料金納付金制

利用料金収入の一定額を市に納付する制度を採用。本市の歳入確保、指定管理者のリスク分担及び適正な利益確保等を踏まえ、増収分は指定管理者の経営努力と市の施設整備の効果と比較検討し、適正な配分とする。

### (2) 算出方法

- ①指定管理にかかる経費
  - ②利用料金収入にかかわらず、あらかじめ定めた額を市に納付するもの
  - ③利用料金収入と指定管理費用等を比較し、収入が上回る場合にその超過分に対し一定割合を乗じ、市に納付するもの
  - ④利用料金収入から、①から③までを差し引いたもの
- ※本市に対して納付する額は、上記の②、③の合算額になる。



### (3) 納付金算定の流れ

利用料金及び納付金額については、指定管理業務仕様書において、基本的考え方を提示し、指定管理者側から事業計画及び収支計画書が提出される。指定管理者選定評価委員会における審議を経て、指定管理基本協定書及び年度協定書の締結をもって決定する予定である。

### (4) 利用料金の考え方

利用料金の金額は、国際コンテナ戦略港湾施策を推進する観点から、川崎港の競争力強化及び港湾利用コスト低減を図るために、現行の使用料の水準を踏まえつつ、適正な金額とする。

## 6 市の行財政運営への影響・効果

### (1) コンテナ取扱量の増加による市の歳入増

平成32年度に15万TEUを達成した場合、平成28年度収支と比較し、平成32年度の市の歳入は、増加となる見込み。

### (2) ポートセールスに関わる人材配置と人件費抑制

市と民間が両輪となる組織体制の構築により、中長期的な視点に立って、市側の人員増を抑制し、民間側に人材配置することにより効果的な組織体制を確立。

## 7 スケジュール

- 平成29年12月 第4回市議会定例会 港湾施設条例の一部改正議案
- 平成30年 3月 第1回市議会定例会 管理を行わせる公の施設の変更議案
- 平成30年 4月 川崎港コンテナターミナル指定管理第3期開始

## 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充（案）

### に関する御意見をお寄せください

川崎港が国際コンテナ戦略港湾として、国際競争力を高めていくためには、効率的かつ柔軟なターミナル運営が不可欠であり、民間のノウハウや活力の導入を推進していく必要があります。そのため、川崎市では川崎港コンテナターミナルの運営について、段階的な民営化を図るため、港湾運営会社を活用した指定管理者制度を導入しましたが、平成28年度に10万TEU超の取扱量を達成する一方で、コンテナ物流を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、指定管理者が自立的なターミナル経営を行うことができるよう、利用料金納付金制の導入や指定管理の対象となる公の施設の範囲拡大等に取り組み、また、これに伴う川崎市港湾施設条例等の一部改正を検討しています。

つきましては、よりよい川崎港コンテナターミナルを目指すため、皆様から川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充（案）に関する御意見を募集します。

※TEUとは、長さ20フィートのコンテナ1本を1個としたコンテナ取扱個数の単位です。

#### 1 意見募集の期間

平成29年8月21日（月）～平成29年9月20日（水）

※郵送の場合は、9月20日（水）の消印まで有効です。

また、持参の場合は、9月20日（水）の17時15分までとします。

#### 2 意見の提出方法

住所、氏名（団体の場合は、名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、住所又はメールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法によりお寄せください。

##### (1) 電子メール

川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用フォームメールを御利用ください。

##### (2) ファクシミリ

FAX番号：044（200）3981（川崎市港湾局港湾経営部経営企画課）

##### (3) 郵送又は持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リパーク20階  
川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

#### 《注意事項》

御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページにて公表します。

個人情報については、提出された御意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護、管理します。

電話や口頭での御意見の提出は御遠慮ください。

#### 3 資料の閲覧及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、大師支所（川崎区）、田島支所（川崎区）、かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）、港湾局経営企画課（川崎タワー・リパーク20階）、川崎港管理センター（川崎マリエン4階 港湾管理課）

#### 4 問い合わせ先

川崎市港湾局港湾経営部経営企画課

電話：044（200）3047

FAX番号：044（200）3981

E-mail: [58keiki@city.kawasaki.jp](mailto:58keiki@city.kawasaki.jp)



# 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充(案)

川崎港コンテナターミナルの運営について、段階的な民営化を図るため、港湾運営会社を活用した指定管理者制度を導入しました。平成28年度に10万TEU超の取扱量を達成する一方で、コンテナ物流を取り巻く環境変化に迅速に対応するため、指定管理者が自立的なターミナル経営を行うことができるよう、利用料金納付金制の導入や指定管理の対象となる公の施設の範囲拡大等に取り組むこととしました。

## 1 ターミナル運営状況

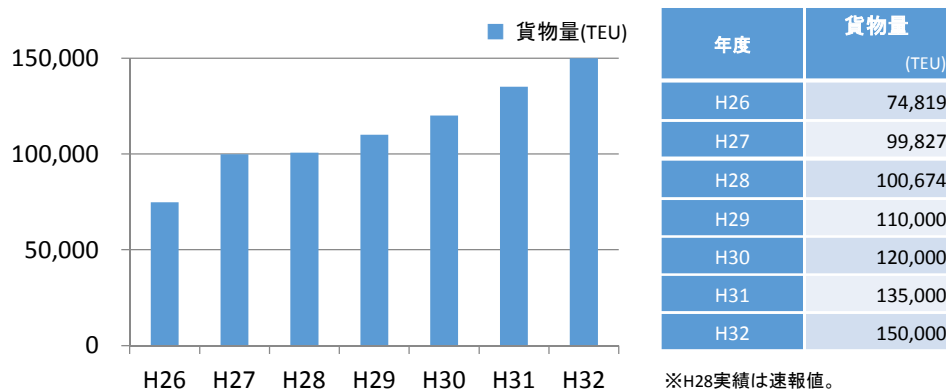
### (1) 現在の指定管理の概要

指定期間	平成28年4月1日～平成33年3月31日(5年間)	
指定管理者	横浜川崎国際港湾・川崎臨港倉庫埠頭共同事業体	
業務内容	①施設の利用許可等に関する業務	川崎臨港倉庫埠頭(臨港倉庫)
	②施設の保守管理・軽易工事に関する業務	
	③その他管理業務	
	④ポートセールス	横浜川崎国際港湾(YKIP)
	⑤その他集貨策	
指定管理料	64,670千円(税込み。5年間平均額)	

### (2) 指定管理者の収支状況 (単位:円)

年度	H26	H27	H28	備考
指定管理料収入	59,078,000	59,203,440	64,022,000	・H28年度以降、利益分は臨港倉庫とYKIPが共同事業体の出資割合に応じて配分する。
経費支出	55,405,080	58,280,040	63,880,000	
収支	3,672,920	923,400	142,000	

## 2 コンテナ取り扱い貨物量の実績及び推計



## 3 利用料金納付金制の導入(なぜ今導入するのか)

### 考え方

平成28年度に年間取扱量10万TEU超達成により、安定的な経営が見込めるようになり、指定管理者の自立的な経営努力を発揮しやすい利用料金制の導入が可能となった。

《チャンス》H32年東京オリンピックに向けて貨物取扱量拡大の好機

・東京港のターミナル、周辺道路の混雑により川崎港航路拡大の商機

・川崎港の利用しやすさを理解してもらい、定着してもらう取組みが必要。

《環境変化》コンテナ船会社経営統合、アライアンス再編

・H28年邦船三社コンテナ部門統合発表。H30年4月から業務開始  
・H29年以降、世界が4大から3大アライアンスへ再編

・コンテナ船の大型化や寄港地の集約化が進む中、航路維持のため、より積極的なポートセールスの必要が生じる。

《港湾運営会社体制強化》YKIPに民間船会社出身の社長が就任したのに加え、H29年からは営業部長などポートセールスに精通した人員が配置

・ポートセールスのノウハウを活かし、川崎港のポートセールスにつなげる体制を構築するため、指定管理業務に正式に位置付ける必要が生じる。

平成28年度末に川崎港戦略港湾推進協議会において、新たな目標として平成32年度15万TEU達成を決定

貨物が増加する中で、航路の維持と更なる集貨のチャンスを活かすため、ターミナルの運営手法・業務範囲を**早急**に見直す必要がある。

### 取り組みの方向性

★環境変化と商機に迅速に対応しながら、体制の強化を図り目標達成するため、現行の指定管理に利用料金制を導入することにより、港湾管理者である市とYKIP、臨港倉庫とが車の両輪のようにポートセールスに取り組む。

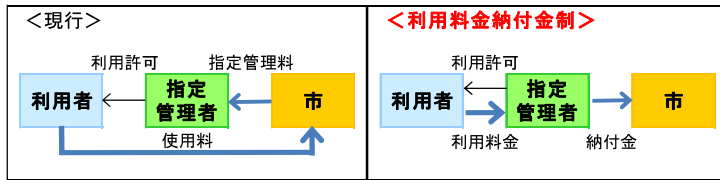
※利用料金制とは、公の施設の利用料金が、直接指定管理者の収入となる仕組みであり、民間のノウハウや創意工夫を発揮させるインセンティブとして、また、事務の効率化を図る制度です。  
※アライアンスとは、複数の船会社が共同でコンテナ船の運航等を行う協定・同盟のことをいいます。

# 川崎港コンテナターミナルの指定管理者制度の拡充(案)

## 4 納付金の算定

### (1) 利用料金納付金制の形態

指定管理経費支出と利用料金収入を比較すると利用料金の方が多いため、収入の一定割合を市に納付する制度を採用



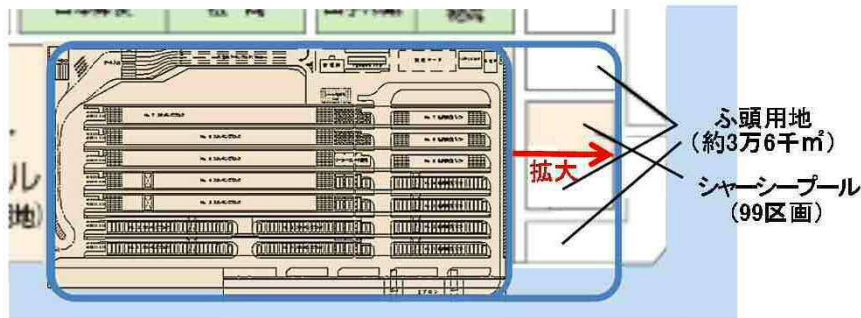
### (2) 算定方式の考え方

市の歳入確保、指定管理者のリスク軽減及び適正な利益の確保等を踏まえた方式とする。増収分は指定管理者の経営努力と市の施設整備の効果を比較検討し、適正な配分とする。

## 5 指定管理対象範囲の拡大

平成26年11月の港湾計画の改訂による「特定埠頭群の効率化に資する取組を行う範囲(青囲み)」の変更にあわせ、一体的な管理運営により利用者の利便性向上を図るため、業務範囲を拡大する。

シャーシープール	直営。現在は、事業者利用許可。
ふ頭用地	KCAシャーシープール、港湾貨物(中古車)置場



※シャーシーとは、海上コンテナを陸上輸送するトレーラーの台車のことをいいます。シャーシープールとは、シャーシーの駐車場のことをいいます。

## 6 指定管理業務範囲の拡大等

YKIPとの連携強化により、船会社営業のノウハウを蓄積し、現在のポートセールスの幅を広げ、さらに集貨できる人材を配置することで、民間活力を発揮した営業を展開するため、指定管理業務に、ポートセールスを行う業務を位置づける。併せて、市から一部業務を移管する。

### (1) 新規業務

ポートセールス業務	コンテナ貨物の集貨に向けた営業活動
-----------	-------------------

### (2) 市から移管する業務(主なもの)

利用料金の收受	請求書発行、入金確認、督促
電気料金の支払い	市が支出している電気料金を指定管理者へ移管
軽易工事(予算増)	市が行っている補修工事を指定管理者に一本化

## 7 市の行財政運営への影響・効果

### ○コンテナ取扱量の増加による市の歳入増

指定管理業務としてのポートセールス人件費等により、一時的に市の収入減となるが、ポートセールスの成果により平成32年度に15万TEUを達成した場合、平成28年度収支と比較し、平成32年度(利用料金納付金制)は、収入増となる見込み。

### ○ポートセールスに関わる人材配置と人件費抑制

市と民間が両輪となる組織体制の構築により、中長期的な視点に立って、市側の人員増を抑制し、民間側に人材配置することにより効果的な組織体制を確立。

## 8 スケジュール等

H29						H30				
6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4~
★民間活用調整委員会										
★指定管理者選定評価委員会(H28報告)						★指定管理者選定評価委員会 指定管理協定変更議案★				
★パブリックコメント(案例改正)						★港湾施設条例改正議案				
★常任委員会所管事務報告(環境委員会)						基本協定書締結★ 年度協定書締結★				
納付金算定方法、ポートセールス強化策等検討						指定管理者による事業計画等検討				
										新たな運営体制へ

## 川崎港コンテナターミナルの概要及び港湾運営会社について

### I 川崎港コンテナターミナルの概要

#### 1 位置

東扇島に位置する川崎港コンテナターミナルは、高速湾岸線や横羽線、アクアラインなどの高速道路網及び主要幹線道路により、アクセスに便利な場所に立地しております。



#### 2 施設の概要

川崎港コンテナターミナルは川崎市港湾局が管理する海上コンテナ輸送のための公共埠頭として平成8年4月に供用を開始しました。コンテナターミナルは、岸壁、ガントリークレーン、コンテナヤード、トランスファークレーン、管理棟などで構成されています。

岸壁については、現在、バース延長700メートルのうち431メートルが整備されており、水深は-14メートルで、5万トンクラスの船舶に対応することができます。また、全長200メートルクラスの船であれば、2隻同時に接岸し、荷役することも可能です。



#### ■ 施設概要一覧

所在地	川崎市川崎区東扇島92番地
面積	245,000m <sup>2</sup> (L=700m/W=330m)
ヤード	6,900TEU 蔵置可能
ガントリークレーン	定格荷重 40.6 t × 3 基 (17 列対応) (将来 5 基まで増設予定)
トランスファークレーン	定格荷重 40.6 t × 8 基
岸壁	水深-14m、バース延長 431m (将来 700m に延伸予定)、 エプロン幅 20m
対象船	コンテナ船 50,000DWT 級以下
ゲート数	入口 2 ブース (6 ブースまで増設可能) 出口 2 ブース (4 ブースまで増設可能)
リーファー電源	294 基
管理棟	1 棟、5 階建
バンプール (敷地内)	4,000TEU
全天候型検査場	一度に 18 本検査可能
メンテナンスショップ	1 棟 (910 m <sup>2</sup> )
危険物仮貯蔵所	最大 240TEU 可能

## II 港湾運営会社制度の概要

### 1 港湾運営会社制度の概要

#### (1) 制度の目的

国際戦略港湾（京浜港、阪神港）において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定することで、港湾運営会社は、行政財産の貸付けを受け、ターミナル等の料金決定権を確保した上で、荷主・船社への営業活動など港湾運営に関する業務を一元的に担うことができる制度が創設されました。

#### (2) 横浜川崎国際港湾株式会社の概要

国際コンテナ戦略港湾政策を一步前進させるため、京浜港においては、横浜港と川崎港が先行して統合会社を設立することとなり、平成 28 年 1 月に横浜港埠頭会社の会社分割により設立され、同年 3 月に本市及び国、民間金融機関が出資し、国から京浜港の特定港湾運営会社として指定されました。

平成 28 年 4 月 1 日からは、川崎港コンテナターミナル施設について、川崎臨港倉庫埠頭株式会社と共同事業体を組み、指定管理者として管理運営を行っております。

商号	横浜川崎国際港湾株式会社
所在地	横浜市西区みなとみらい二丁目 3 番 1 号クイーンズタワー A14 階
代表者	代表取締役社長 諸岡 正道
資本金等	資本金 5 億 1 千万円 資本準備金 4 億 9 千万円（合計 10 億円）
事業内容	①横浜港・川崎港コンテナターミナルの運営、整備計画の策定 ②無利子貸付金を活用した施設整備 ③国、港湾管理者、横浜港埠頭株が所有するコンテナターミナル施設のユーザーへの一体的貸付 ④貨物集貨策、ポートセールス策の企画立案、実施

#### (3) 川崎臨港倉庫埠頭株式会社の概要

これまで、川崎港における海貨貨物の倉庫需要に対応するため、千鳥町及び東扇島において倉庫等の建設及び運営を行ってきました。

平成 26 年 1 月に、京浜港のうち川崎港のコンテナターミナルの管理運営を行う特例港湾運営会社に指定され、国有財産である係留施設の貸付を受けるとともに、市有財産部分の指定管理者としてコンテナターミナルの管理運営を行ってきました。

平成 28 年 3 月に、横浜川崎国際港湾株式会社が、京浜港の港湾運営会社に指定されたことから、これまでのターミナルの運営ノウハウを反映させるために、同法人と共同事業体を組織しました。

商号	川崎臨港倉庫埠頭株式会社
所在地	川崎市川崎区千鳥町 7 番 1 号
代表者	代表取締役会長 瀧峠 雅介
資本金等	資本金 1 億円
事業内容	①倉庫業、倉庫、建物及び土地その他施設の賃貸業、②コンテナ施設の建設、賃貸、管理及び運営、③港湾施設の強化及び振興に寄与するための調査・研究、④港湾振興に寄与する集荷促進事業の実施 他